

# 自動販売機設置事業者公募 募集要項

## 福岡県八幡総合庁舎（本館）

自動販売機の設置・運営を目的とする県有財産（建物の一部）の貸付の相手方を公募（一般競争入札）により募集します。

公募に参加される方は、この募集要項をよく読み、各記載事項を承知した上で参加してください。

### 1 入札に付する事項

#### （1）貸付物件

名称	所在地	区分	貸付箇所	貸付面積	設置台数	最低貸付料
福岡県八幡総合 庁舎（本館）の一部	北九州市 八幡西区 則松3丁 目7番1 号	A	本館1階 自動販売機コーナー (コーナーに向かって左側)	約1.3m <sup>2</sup>	1台	362,000円 (3年間の総額)
		B	本館1階 自動販売機コーナー (コーナーに向かって右側)	約1.3m <sup>2</sup>	1台	362,000円 (3年間の総額)

※貸付面積には、使用済み容器回収ボックス及び転倒防止板設置部分・放熱余地を含む。

※別紙「位置図・配置図」を参照。

#### （2）貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）※更新なし  
(借地借家法第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約)

#### （3）用途

自動販売機（飲料）の設置・運営に限るものとします。

#### （4）貸付料等

- ア 貸付の単位は、（1）記載の「区分A」、「区分B」とし、1社（者）に貸し付ける物件は、「区分A」又は「区分B」のいずれか一の区分のみとします。（下記2（6）及び4（3）ウ参照）
- イ 貸付料は、落札金額とし、毎年度、当該年度分（落札金額×12月/36月）を4月30日までに納付していただきます。
- ウ 光熱水費相当額及び売上手数料相当額は貸付料に含みますので、別途納付する必要はありません。
- エ 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費及び維持管理費その他必要とされる一切の経費は設置事業者の負担とします。

#### （5）自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

別添「仕様書」のとおりとします。

### 2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団、及び同法同条第6号に規定する暴力団員ではないこと  
また、これら暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有していないこと
- （3）暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではないこと
- （4）自動販売機の設置・運営業務について、3年以上の実績を有する者であること
- （5）下記3により、あらかじめ入札への参加申込をした者であること
- （6）1（1）記載の「区分B」の入札参加については、「区分A」の落札者でないこと

### 3 入札参加申し込み

入札に参加しようとする者は、事前に、入札参加申込書等の配布を受け、受付期間内に必要な書類を提出する必要があります。

#### (1) 入札参加申込書等の配布期間、受付期間及び配布・受付場所

入札参加申込書等の配布期間	入札参加申込書等の受付期間	配布・受付場所
令和8年2月13日（金）から 令和8年2月26日（木）まで ※土・日曜日、祝祭日を除く 9:00～12:00、13:00～17:00 ※県ホームページからダウンロード可	令和8年2月19日（木）から 令和8年2月26日（木）まで ※土・日曜日、祝祭日を除く 9:00～12:00、13:00～17:00	福岡県八幡総合庁舎4階 福岡県八幡農林事務所 総務課 庶務係 TEL 093-601-8851

#### (2) 提出書類

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申込書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②	誓約書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	<input type="radio"/>	
④	住民票		<input type="radio"/>
⑤	印鑑登録証明書（①、②が署名の場合は提出不要）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑥	役員等一覧	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑦	自動販売機設置の実績を証明する書類（任意様式）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑧	設置する自動販売機のカタログ（外観及び仕様が確認できるもの）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※③、④、⑤については、発行後3ヶ月以内のもの（写し可）とする。

#### (3) 提出方法

申込書受付期間内に、上記受付場所へ直接持参の上、提出してください。

#### (4) 入札参加資格の確認

入札参加申込があったときは、入札参加資格の有無について確認し申込者に通知します。

なお、設置予定の自動販売機が1(5)に定める仕様に適合しないと認められる場合は、入札参加申込者に對し、機種変更を指示する場合があります。

### 4 入札

#### (1) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和8年3月16日（月） 14時00分から

【区分A】14時00分～（受付は、13時15分から行います。）

【区分B】15時30分～（受付は、14時45分から行います。）

場所：福岡県八幡総合庁舎 1階大会議室

#### (2) 入札保証金

ア 入札に参加するに当たっては、入札保証金として、入札見積金額（3ヶ月分）の100分の5以上の現金又は銀行振出小切手（金融機関振出の持参人払い式小切手で、振出日から5日以内のもの）を持参してください。

入札保証金は、落札されなかった方には、入札終了後、直ちに返還します。落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後に返還します。

イ 次の場合は入札保証金が免除されます。

・保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。なお、保険期間は令和8年3月26日（木）までとする。

・地方自治法施行令第167条の5及び同令第167条の5の2の規定に基づきその資格を有する者（福岡県競争入札参加資格者名簿登載者）で、開札の日から過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証する書面を提供する場合。

### (3) 入札方法等

- ア 入札書は、入札者又はその代理人が直接持参の上、提出してください。(郵送による入札は認めません。)
- イ 入札書は貸付物件の区分（「区分A」、「区分B」）ごとに作成し、提出してください。
- ウ 入札参加者は、2つの区分に入札することができます。入札は、「区分A」、「区分B」の順で行い、「区分A」の落札者と決定された者は、「区分B」の入札には参加できません。（したがって、2つの区分の落札者となることはできません。）
- エ 代理人により入札するときは、必ず「委任状」を提出してください。
- オ 入札書に記載する金額は、「契約期間中の総額（3ヶ月分。消費税額及び地方消費税額を含む。）」としてください。
- カ 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

### (4) 無効な入札

- 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
- ア 入札参加資格を有しない者がした入札
- イ 公正な入札を妨げるなど入札に際し不正行為のあった入札
- ウ 同一の入札について、二以上の意思表示をした入札
- エ 入札書の金額、氏名、法人の名称又は代表者名が確認し難いもの、その他主要な事項が確認できない入札
- オ 入札保証金が上記4(2)に定める金額に達しない入札
- カ 担当職員の指示に従わない者がした入札

## 5 落札者の決定

### (1) 開札

開札は、入札書提出後、入札会場において入札者及び代理人立ち合いの上、直ちに行います。

### (2) 落札者の決定

- ア 県が定める最低貸付料以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、同価格の入札により、落札者となるべき者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。
- イ 落札者が決定した場合、その場で落札者名及び落札金額を入札者全員にお知らせします。また、落札者名、落札金額等について、公表することができますので、あらかじめご承知ください。

## 6 契約

### (1) 契約の締結

- ア 契約書は別紙のとおりとし、落札者は、令和8年3月26日（木）までに、記名・押印の上、3(1)の場所に提出してください。
- イ 落札者が契約を締結しない場合は、当該落札は効力を失うものとします。この場合においては、納入済の入札保証金は返還せず、県に帰属します。
- ウ 契約締結前に、福岡県暴力団排除条例に基づく誓約書及び印鑑登録証明書（入札参加申込時に提出済の場合は不要）を提出するものとします。

### (2) 契約保証金

- ア 落札者は、契約締結と同時に、契約保証金として契約金額（落札金額）の100分の10以上の額を納付しなければなりません。
- イ 納入済の入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。
- ウ 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれに充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当します。
- エ 契約保証金は、契約期間が満了し、貸付物件の原状回復を確認後、借受人（落札者）の請求に基づき利息を付さずに返還します。
- オ 次の場合は契約保証金の納付を免除します。
  - ・保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。
  - ・地方自治法施行令第167条の5及び同令第167条の5の2に規定する入札に参加するのに必要な資

格を有する者（福岡県競争入札参加資格者名簿登載者）と契約を締結する場合において、過去2年以内に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証する書面を提供する場合。

## 7 その他

### （1）現地（設置箇所）確認

各設置箇所は特に立入規制等をしていませんので、八幡総合庁舎開庁時間（土・日・祝日を除く 8:30～17:45）に自由に現地を確認していただいて結構です。

### （2）その他

- ・本要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）の定めるところによるものとします。
- ・貸付場所における売上本数及び売上実績額は、次回公募時の募集要項の参考データとして公表します。

## ※ 参考データ

### （1）八幡総合庁舎（本館）各階の在勤者数（令和6年度の概数）

階	1階	2階	3階	4階	計
在勤者数(人)	15	49	66	49	179

※このほかに、一般県民、関係業者、市町村職員、県職員等が多数来庁します。

### （2）本館1階大会議室A、大会議室Bにおける会議等使用状況

年間使用実績（令和6年度）： 大会議室AB同時使用 159日／243日（開庁日）

収容人数： 大会議室A（70人） 大会議室B（30人） AB同時使用（100人）

### （3）売上本数及び売上実績額

#### （令和5年度）

##### 区分A

- ・売上本数： 5,421本／年
- ・売上実績： 717,750円／年

##### 区分B

- ・売上本数： 3,213本／年
- ・売上実績： 439,650円／年

#### （令和6年度）

##### 区分A

- ・売上本数： 5,511本／年
- ・売上実績： 758,550円／年

##### 区分B

- ・売上本数： 3,668本／年
- ・売上実績： 492,320円／年

## 4 庁舎内飲料自動販売機について

八幡総合庁舎に設置している自動販売機は、本件公募の2台のみである。

## 仕様書

### 自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

#### 1 自動販売機の仕様

##### (1) 大きさ

設置面積（使用済み容器回収ボックス及び転倒防止板設置部分・放熱余地を含む）は、「位置図・平面図」において示す各設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは2m以内とすること。

##### (2) デザイン

- ・塗装色については特に指定しないが、側面等に県及び関係団体のPR用ポスターを貼付する場合があります。
- ・障がい者等の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザインとすること。

##### (3) 環境対策

いわゆる「低GWP冷媒・ヒートポンプ機」とすること。

###### ア 省エネルギー

- ・「ヒートポンプ」技術を採用した機種であること。
- ・併せて、「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材」、「ピークカット」、「LED照明」等の消費電力量の低減に資する技術を採用していること。

###### イ 地球温暖化防止

冷媒・断熱材発泡剤等に、フロン又は代替フロン(HCFC類、HFC類)を使用していないこと。(いわゆる「低GWP冷媒」。代替フロンは温室効果ガスのため不可。)

#### 2 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

##### (1) 設置

自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、JIS規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。

##### (2) 管理運営

- ア 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。
- イ 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。
- ウ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。
- エ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、本県の指示に従うこと。
- オ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。
- カ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

##### (3) 販売商品及び販売価格

- ア 販売商品は、飲料（清涼飲料水、乳飲料等）とし、酒類は販売しないこと。
- イ 容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式とすること。（カップ式は不可）
- ウ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。